

長久手市拠点回収用ごみボックス貸与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、もえるごみ及びプラスチック製容器包装の出し場所（以下「ごみ出し場所」という。）の適正管理、拠点回収化を促進及び生活環境の保全を図るため、拠点回収用ごみボックス（以下「ボックス」という。）の貸与について必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象等)

第2条 貸与の対象は、複数の世帯（10世帯程度）が利用しているごみ出し場所とする。ただし、マンション、アパート等の共同住宅の居住者専用のごみ出し場所は対象としない。

2 ごみ出し場所を利用する世帯の中から管理責任者を置き、利用世帯が協力して適正に管理できる場所。

(管理責任者の役割)

第3条 管理責任者の役割は、次のとおりとする。

- (1) ごみ出し場所を利用する世帯を把握し、ごみ出しルールの徹底に努めること。
- (2) ごみ出し場所を利用する世帯の協力を得ながら、ごみ出し場所の美化とボックスの適正な管理に努めること。
- (3) ボックスの管理などに関して問題が生じた場合は市の担当者と協力して改善に努めること。
- (4) 公道に設置する場合は通行の妨げにならないよう、適切に設置及び撤収を行うこと。

(規格及び枚数)

第4条 貸与するボックスの規格は、幅915mm、奥行810mm、高さ935mm（使用時）とし、原則として概ね10世帯までが利用するごみ出し場所1箇所につき1個を貸与する。

(貸与の申請)

第5条 ボックスの貸与を受けようとする者は、「拠点回収用ごみボックス貸与申請書」（様式第1号）を環境課長に提出しなければならない。

(貸与の条件)

第6条 ボックスの貸与の条件は、次のとおりとする。

- (1) ごみ収集に合わせ適切に設置および撤収を行い、紛失、盗難、破損などのないよう努めること。
- (2) 歩行者及び車両などの通行の妨げにならないよう使用すること。
- (3) ごみ散乱防止の目的以外の使用、第三者への譲渡、転貸、売却をしないこと。
- (4) ボックスが通行の妨げにならない場所に設置できること。（設置の可否に関しては随時市が判断することとする。）
- (5) 設置場所の選定や土地所有者との交渉は申請者が行うこと。

(ボックスの返還)

第7条 ボックスの貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ボックスを返還させることができる。

- (1) ボックスの返還を申し出たとき。
- (2) 貸与を受けたボックスを目的外に利用したとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。